

取得時効 宅建 H10-02-1 <<#672>>

【問】 正誤をつけよ。

Bは、所有の意思をもって、平穩かつ公然にA所有の甲土地を占有している。Bの父が15年間所有の意思をもって平穩かつ公然に甲土地を占有し、Bが相続によりその占有を承継した場合でも、B自身がその後5年間占有しただけでは、Bは、時効によって甲土地の所有権を取得することができない。

【答え】 誤り

<<ポイント1>> 占有の承継【★基礎必須】

占有者の承継人は、その選択に従い、**自己の占有のみ**を主張し、又は**自己の占有に前の占有者の占有を併せて**主張することができる。（民法187条1項）

⇒ 相続のような包括承継の場合にも適用される（最判昭37.5.18）

<<ポイント2>> 所有権の取得時効【★基礎必須】

- 1 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その**所有権**を取得する。
- 2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その**占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかった**ときは、その**所有権**を取得する。（民法162条）